

# 社団法人北村山建設業協会 定款

## 第1章 総則

- 第1条 この法人は社団法人北村山建設業協会という。
- 第2条 この法人は事務所を山形県村山市中央一丁目2番27号におく。
- 第3条 この法人は建設事業に携る者の技術の向上及び経営の合理化と公衆の建設知識の啓発を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。  
(1)技術、経営、事務、法規、災害防止、免許取得等の講習会の開催、技能工の養成に努める。  
(2)建築、土木工事の一般公衆を対象に相談部の開設。  
(3)災害防止安全パトロール隊の編成。  
(4)建設業に関する図書収集、展示及び諸届用紙の配布並びに広報活動。  
(5)建設用資材並に機械類の使用に対する助言、労働問題の対策指導。

## 第2章 会 員

- 第5条 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人をもって会員とする。
- 第6条 会員は総会において、別に定める会費を納入しなければならない。
- 第7条 新に会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。又、別に定める入会金を納入しなければならない。
- 第8条 会員は退会しようとする時は、会長へ届け出なければならない。  
2 会員が死亡し、又は、解散した時は退会したものとみなす。
- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の4分の3以上の議決により、これを除名することが出来る。  
(1)会費を1ヶ年以上納入しないとき。  
(2)この法人の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- 第10条 退会又は除名された会員が、既に納入した会費、その他の拠出金品は返還しない。

## 第3章 役 員

- 第11条 この法人に次の役員を置く。  
(1)会長 1人  
(2)副会長 1人  
(3)理事 5人(会長及び副会長を含む)  
(4)監事 3人  
2 理事及び監事は総会において選任する。  
3 理事は互選により、会長、副会長を定める。  
4 理事及び監事は相互に兼ねることは出来ない。

- 第 12 条 会長はこの法人を代表し、会務を統括する。  
2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。  
3 理事は会務の執行を決定する。  
4 監事は民法第 59 条の職務を行なう。
- 第 13 条 役員任期は 2 年とする。ただし補欠役員任期は前任者の残任期間とする。  
2 役員は再任されることができる。  
3 役員は辞任した場合、又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 第 14 条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

## 第 4 章 会 議

- 第 15 条 この法人の会議は総会及び役員会の 2 種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。
- 第 16 条 総会は会員をもって構成する。  
2 役員会は理事をもって構成する。
- 第 17 条 総会はこの定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。  
(1)事業計画の決定  
(2)事業報告の承認  
(3)その他この法人の運営に関する重要な事項  
2 役員会はこの定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。  
(1)総会の議決した事項の執行に関する事  
(2)総会に付議すべき事項  
(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 第 18 条 通常総会は毎年 1 回開催する。  
2 臨時総会は役員会が必要と認めるとき、又は総会員の 5 分の 1 以上、若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。  
3 役員会は会長が必要と認めるとき、又は理事の 2 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
- 第 19 条 会議は会長が召集する。  
2 総会を招集するには会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。
- 第 20 条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。  
2 役員会の議長は会長がこれにあたる。
- 第 21 条 会議は総会において会員、役員会においては理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。
- 第 22 条 総会の議事は、この定款に別に規定するものの外、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は会員として、議決に加わる権利を有しない。  
2 役員会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

第 23 条 やむを得ない理由のため、会議に出席出来ない会員、又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面を以って表決し、又は他の構成員を代理人として、表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

第 24 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  
(1)会議の日時及び場所  
(2)会員又は理事の現在数  
(3)会議に出席した会員の数、又は理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)  
(4)議決事項  
(5)議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨  
(6)議事録署名人の選任に関する事項  
2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事の中から、その会議において選出された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。

## 第 5 章 資産及び会計

第 25 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。  
(1)会費  
(2)寄付金品  
(3)事業に伴う収入  
(4)資金から生ずる収入  
(5)その他の収入

第 26 条 資産は会長が保管し、その方法は役員会の議決により定める。

第 27 条 この法人の経費は資産をもって支弁する。

第 28 条 この法人の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は年度終了後、2 ヶ月以内にその年度末の財産目録と共に、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第 29 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

## 第 6 章 定款の変更及び解散

第 30 条 この定款は総会において、総会員の 4 分の 3 以上の同意を経て、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

第 31 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から 4 号まで及び第 2 項の規定により解散する。  
2 総会の決議により解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。  
3 解散のときに存する残余財産は総会の議決を経、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

## 第 7 章 雑 則

第 32 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 46 年 3 月 31 日迄とする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 17 条第 1 号及び第 2 項第 2 号並びに第 28 条の規定にかかわらず、設立総会の定むるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第 29 条の規定にかかわらず、設立許可の日から昭和 45 年 3 月 31 日間とする。

設立許可年月日 昭和 44 年 8 月 28 日

定款変更許可年月日  
(法人の名称変更) 昭和 51 年 6 月 1 日

定款変更許可年月日  
(事務所の所在地の変更) 昭和 53 年 5 月 13 日  
(事務所の所在地の変更) 昭和 58 年 11 月 30 日

監事の定数変更 平成 13 年 7 月 27 日